違法駐車車両の移動に係る負担金として納付すべき金額を定める規則 違法駐車車両の移動に係る負担金として納付すべき金額を定める規則を次のように定め、公布する。

昭和62年2月12日

富山県規則第4号

違法駐車車両の移動に係る負担金として納付すべき金額を定める規則 違法駐車車両を移動した場合に徴収する費用の額を定める規則(昭和49年富山県規則第 43号)の全部を改正する。

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条第2項、第3項又は第5項の規定による車両の移動に係る同条第16項の負担金として納付すべき金額は、10,000円とする。

附則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月17日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に行つた車両の移動に係る道路交通法(昭和35年法律第105号)第51 条第14項の負担金として納付すべき金額については、なお従前の例による。

附 則(平成20年5月30日規則第42号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、本則中「同条第14項」を「同条第16項」 に改める改正規定は、平成20年6月1日から施行する。